

訪問看護の利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、ご利用者様からお支払いいただく「利用者負担金」は原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【訪問看護費】

①介護予防訪問看護（要支援1・2の方）

サービス内容 1回あたりの所要時間	単位数	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満（予防訪看Ⅰ1）	303	3,284円	329円	657円	986円
20分以上30分未満（予防訪看Ⅰ2）	451	4,888円	489円	978円	1,467円
30分以上1時間未満（予防訪看Ⅰ3）	794	8,606円	861円	1,722円	2,582円
1時間以上1時間30分未満（予防訪看Ⅰ4）	1,090	11,815円	1,182円	2,363円	3,545円

②訪問看護（要介護1～5の方）

サービス内容 1回あたりの所要時間	単位数	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満（訪看Ⅰ1）	314	3,403円	340円	680円	1,020円
20分以上30分未満（訪看Ⅰ2）	471	5,105円	510円	1,020円	1,530円
30分以上1時間未満（訪看Ⅰ3）	823	8,921円	892円	1,784円	2,676円
1時間以上1時間30分未満（訪看Ⅰ4）	1128	12,227円	1,222円	2,444円	3,666円

③理学療法士等による訪問（予防）（要支援1・2の方） *原則契約期間1年間

サービス内容 1回あたりの所要時間	単位数	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分	284	3,079円	308円	616円	924円

*療法士によるリハビリ利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合、△15単位（10割で約162円）減算となります。

④理学療法士等による訪問（要介護1～5の方）

サービス内容 1回あたりの所要時間	単位数	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分	294	3,187円	319円	638円	957円

⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護

サービス内容	単位数	基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～4	2,961	32,097円	3,210円	6,420円	9,630円
要介護5	3,761	40,769円	4,077円	8,154円	12,231円

* 准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数の90%に相当する単位数を算定します。

* 同一建物に居住する利用者が20人以上になる場合は、所定単位数の90%に相当する単位数を算定します。

* 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

* 上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位数	加算額			
			基本利用料	利用者負担金		
				1割負担	2割負担	3割負担
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18～22時）又は早朝（6～8時）にサービスを提供する場合		訪問看護費 基本利用料 +25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜（22時～翌朝6時）にサービスを提供する場合		訪問看護費 基本利用料 +50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
初回加算（Ⅰ）	病院、診療所または介護保険施設から退院または退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合（1月目のみ）	350	3,794円	380円	759円	1,139円
初回加算（Ⅱ）	初回加算（Ⅰ）の要件以外の初回指定訪問看護を行なった場合（1月目のみ）	300	3,252円	326円	651円	976円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	6	65円	6円	12円	18円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に対し、勤務環境に配慮した体制を整えつつ、常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合。（1月につき）	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行なった場合（一月につき）	500	5,420円	542円	1,084円	1,626円
特別管理加算Ⅱ		250	2,710円	271円	542円	813円
口腔連携強化加算	口腔の件数お状態の評価を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合（1月につき）	50	542円	54円	108円	162円
長時間介護予防訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行なった場合（1回につき）	300	3,252円	326円	651円	976円
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	254	2,753円	275円	550円	825円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	402	4,358円	436円	872円	1,308円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	201	2,179円	218円	436円	654円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	317	3,436円	343円	686円	1,029円
退院時共同指導加算	退院、又は退所するにあたり、病院等の主治医等と共同で指導を行い、その内容を提供した場合。（退院・退所につき1回、特別な管理を必要とするもの場合は2回に限り）	600	6,504円	651円	1,301円	1,952円
ターミナルケア加算 *要介護1～5のみ	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行なった場合（当該月につき）	2500	27,100円	2,710円	5,420円	8,130円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援するべく、指導をした場合	250	2710円	271円	542円	813円

【キャンセル】

(1) サービスの利用を中止する場合には、速やかにご連絡ください。

電話：0466-23-4500 FAX：0466-27-8280

(2) 次のとおりキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。

時間	キャンセル料
サービス利用前々日	基本利用料の50%
サービス利用前日	基本利用料の75%
サービス利用当日	基本利用料の100%